

【パネルディスカッション】

「対馬宗家文書の可能性」



佐伯弘次九州大学名誉教授

コーディネーター
九州大学名誉教授

パネリスト

文化庁 参事官（文化創造担当）付地方展開企画調整官

修理工房宰匠株式会社 代表取締役

東京大学史料編纂所 准教授

九州大学大学院人文科学研究院 准教授

さえき こうじ
佐伯 弘次

じめし ともしこ
地主 智彦

ふじい よしあき
藤井 良昭

すだ まきこ
須田 牧子

あらかい かずのり
荒木 和憲

佐伯弘次「宗家文書の所在と調査」

佐伯：みなさんこんにちは、進行役の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

対馬博物館、立派な博物館が完成いたしましたけれども、開館記念のシンポジウムといたしまして、午前の部で日韓の近世日朝関係史というジャンルを代表するお2人の先生方のご講演をいただきました。午後の部はこれを受けまして、いろんなジャンルの専門家の方々にお集まりいただいて、「宗家文書の可能性」というテーマで議論していきたいと思っております。本日のテーマは3つ大きくございます。①文化財の指定あるいは修理保存の問題、②宗家文書の学術的な意義の問題、③対馬の文化財全般の問題について、この3つのテーマに即して報告・議論を行っていきたく思います。

導入の部分としまして、対馬宗家文書の概要と調査の過程を簡単にご説明いたします。午前の田代先生のご講演、韓国の宗家文書につきましては李薫先生のご講演で大体お分かりになっていたかと思いますが、おさらいをしたいと思います。

います。

現在、宗家文書は対馬歴史研究センター、いわゆる宗家文庫ですね。約80,000点あります。国史編纂委員会に先ほどの講演のように28,000点。そして、九州国立博物館に14,000点。国立国会図書館、これは倭館の史料が約1,600点。東京大学史料編纂所には江戸藩邸の史料を中心に約3,000点。慶應義塾大学図書館では江戸藩邸の史料を中心に約1,000点。東京国立博物館にもございまして江戸藩邸史料が約160点あります。これを総合いたしますと、約120,000点強という膨大な量、これが一つ宗家文書の特色かと思っております。大名家の文書では岡山の池田家など、たくさんあるわけですが、その中でもおそらく全国屈指の量、そして質ではないかと思っております。その内容はこれまた午前中の講演で明らかになりましたように、江戸時代から近代初期の日本と朝鮮との交流史・関係史の史料が圧倒的に多い。近世日朝関係史の基本史料であり、かつ重要史料である、という特色があって、そのジャンルの研究が非常に多いわけでございます。

こういった文化財としての価値・学術的な価値から、4つの資料群が現在国の重要文化財に指定されています。九州国立博物館の14,033点の「対馬宗家関係資料」、そして、国立国会図書館の倭館関係資料1593冊ですね。そして、慶應義塾に「対馬宗家関係資料」として895点、長崎県では対馬にある宗家文庫で、51,946点。重要文化財に指定された宗家文書の中でも宗家文庫の史料が圧倒的に多い。平成24年9月の指定でございます。これらを総合いたしますと68,467点という膨大な量が重要文化財に指定されているという状況です。文化財としての価値が非常に高いということが言えるかなと思います。これにつきましては後ほどまた語っていただきます。

こういった資料がどこにどのような形で保存され、調査されてきたのかというお話。これも田代先生が触れられたところですが、こちら

が萬松院ばんしょういんですね（図1）。そして、こちらが萬松院をお墓の方から撮った写真です（図2）。この大きな木の向こう側、現在は休憩所でしょうか、そこに宗家文庫、津江篤郎先生は御文庫ごぶんこというふうに呼んでいらっしゃいましたが、この御文庫が存在したわけです。もう現在なくなっております。これは古川（祐貴）さんの論文からとってきた写真（図3）ですけれども、下の写真が田代先生の写真を使っているということですが、かつての宗家文庫です。萬松院の境内にありました。上の写真は、古川さんが発見された、（萬松院に移転する）その前に宮谷にあった頃の写真です。ということでいくつかの変遷がある。このような御文庫の中に（資料が）入っていたわけです。

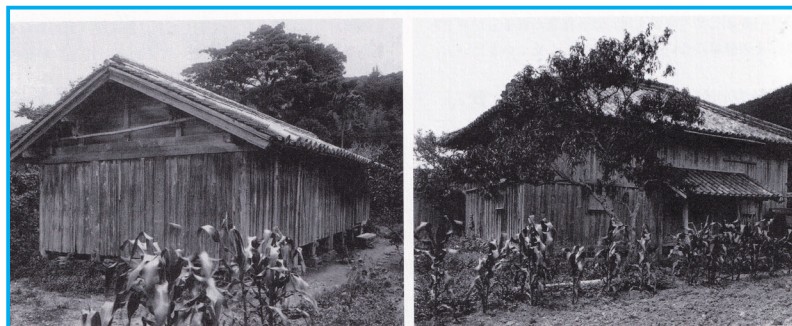
その調査が始まりましたのは、昭和50年（1975）です。私も当初から、九大（九州大学）の2年生の時でしたが、最初はアルバイトとして



図1



図2



図表3 根緒屋敷跡（左は西御小屋、右は東御小屋）
（韓国・国史編纂委員会所蔵 사진자료 사자 100・101）



図表4 万松院境内倉庫
（田代和生氏提供）

業者は資料の売却先として国内はおろか、海外までも示していたことから、事態を重く見た文化庁は、業者のもと文化財調査官を派遣して調査するとともに、その結果を踏平成9年（1997）に資料の買取りを決定した。購入された資料は、しばらく文化庁が保管していたものの、九州国立館の開館（2005年）に合わせ、その全てが独立行政法立博物館（現・独立行政法人国立文化財機構）へと移管した（九州国立博物館収蔵分：約1万4000点）。ところが、事件はこれだけでは収まらなかった。島外分の交渉が行われる一方で、長崎県立対馬歴史民俗資料寄託されていた資料についても、現当主によって売却の恐れが出て来たためである。つまり、長崎県と対馬6^二時に島外流出分の交渉と資料館寄託分の交渉を強いら^三わけであり、前者については交渉が決裂した（既述）。館委託分の交渉においても、長崎県と対馬6町は協力して

図3

参加をいたしまして、この御文庫に初めて入ったわけですね。(図4) こういう形でびっしりと資料が詰まっております。そしてある程度整備をされて貼紙が貼られていました(図5)。こちらの写真(図6)は御文庫から運んで、かつてビジターセンターという集会施設がありまして、その隣に^{いづはら}厳原町の資料館がございました。その2階が大広間になっていて、たしか2階に運んでいる時の写真ですね。

これをどういう形で運んだかといいますと、最初の目録は日記類の目録です。(図6の)キャプションを読みますと、「毎日記を文庫より対馬郷土館二階(迎賓館)へ搬入(2トントラックで車8台分)」と、8往復して運んだ。一番左の方は長瀬さんとおっしゃいましたかね、厳原町の課長さんです。私も一員としてこれを運びましたが、何しろ膨大でかつ非常に重かった。近世史料の整理というのは体力なんだなと身をもって知った。ただ、今は文化財に指定されているのでこういう運搬の仕方は地主さんに叱られると思うのです

が、このようにして御文庫から日記類を搬入いたしました。

こちらの写真(図7)は同じく日記類の目録に入っている調査風景です。「不明分の分類作業」、これは2階で作業しました。手前が石田保先生で、長崎県立長崎図書館の課長さん。古文書に非常に強い方でした。奥が阿比留^{よしひろ}嘉博先生、真ん中は津江先生でしょうか、永留先生でしょうか、地元の方だと思います。こういう形で、文書を畳の上において目録づくりをし、照合し、という形で、15年間かかって近代史料まで終わりました。まだ一紙類が残っていたので、もう少し整理作業をやる必要があった訳ですが、予算的に難しいということで15年で5冊の目録を作って終了いたしました。その後、今度は文化庁の方の主催で文化財指定のための調査が平成24年から平成27年(2015)まで行われて、50,000点あまりが重要文化財に指定された。そういう流れです。

こういった資料につきまして、まず第1のトピックとしまして、「対馬宗家文書の重要文化財

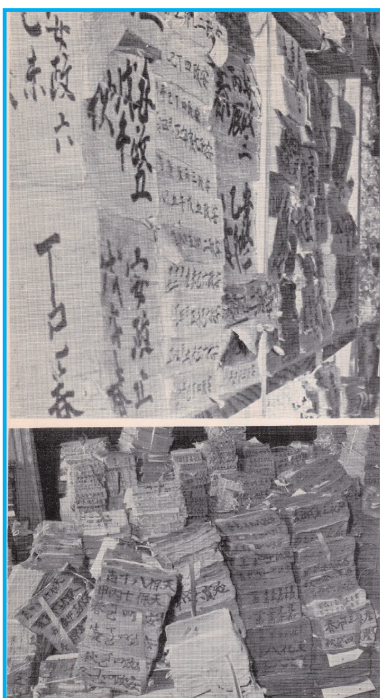


図4

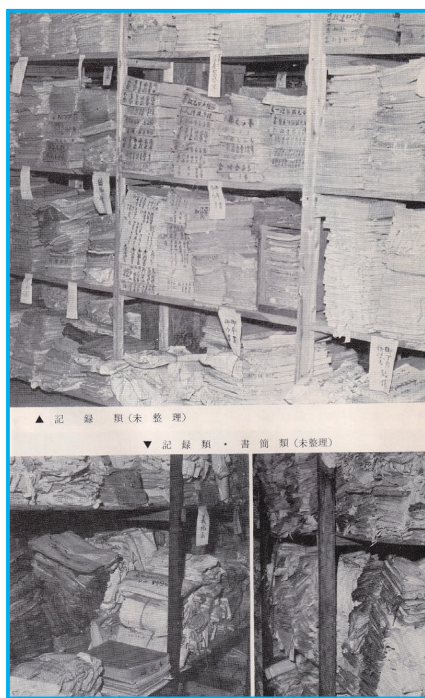


図5



図6



図7

指定と保存修理」というテーマでお話をしていきたいと思います。まず、地主さんの方から重要文化財指定の理由と経緯についてお話をお願いしたいと思います。

地主智彦「文化財を守り伝える－対馬宗家関係資料の重要文化財指定について－」

地主：文化庁の地主と申します。私からは重要文化財指定の理由と経緯につきまして、お話を申し上げます。「文化財を守り伝える」ということが重要文化財指定の理由でございますので、このようなタイトルでお話をさせていただきます。いささか内容をたくさん詰め込んだので、少し早口で、進めさせていただきますことをお許しください。それでは、スライドをご覧くださいながらお話を聞いていただきたく思います。よろしく願いいたします。

はじめに、文化財とは何か、さらに国宝・重要文化財とは何か、ということについて一緒に考えていきたいと思います。そもそも文化財とは何か、『大辞林』という一般的な辞書を引くと、次の2つの意味があると書かれています。①人間の精神的なはたらきが加わって生み出されたもので、文化的価値を有するもの。学問・芸術など。②文化財保護法で、保護の対象とするもの。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種類。現在は②の意味で使われることが一般的になったと私は思っております。すなわち、文化財保護法という法律で保護の対象とするものを文化財と呼ぶことが多いのではないのでしょうか。それゆえ文化財というと、大切なもの、守り伝えていくべきものという感覚になっているのではないかと感じています。そこで、ここでは文化財を「文化財保護法上

の文化財」と位置付けてお話をさせていただきたいと思います。文化財について、文化庁はホームページにこのように書いています。「歴史の中で生まれ」てきたもので、現在のものではないということ。また、それは「今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的な財産」ということです。日本の場合には私有財産が多いことが一つの特徴なんですけれども、(文化財は)私有財産でありながら公共的な価値を持つとされているところも注意されます。文化財保護法第一条にこの法律の目的が書いてあります。そこには文化財の「保存」と「活用」を図っていくこと、とあり、この点もおさえておきたいと思います。

皆さんの持つ一般的な文化財のイメージですと、例えば、京都・神護寺の「伝源頼朝像」という教科書などにも出ている中世の肖像画などが挙げられると思います。これは明治30年(1897)に国宝指定されていて、こういったものが古い(概念の)文化財ということができます。最近では、奈良・法隆寺の「金堂壁画写真ガラス原板」のように昭和10年(1935)に撮影された写真原板といったものも重要文化財に指定されていて、文化財の概念というのは年代とともに広がってきている状況です。美術工芸品は(文化財保護法では)有形文化財に属します。有形文化財は建造物と美術工芸品の2種類、美術工芸品は7つの分野に分かれます。それから文化的価値、これは歴史上・芸術上・学術上という点からみまますけれども、この価値が高いものが文化財保護法上の有形文化財に該当します。対馬博物館と対馬歴史研究センターの収蔵品では、旧清玄寺梵鐘は工芸品、高麗版一切経は典籍、対馬宗家関係資料は歴史資料という分野の重要文化財です。

次に、国宝と重要文化財といった指定文化財

の話をさせていただきます。国は文化財保護法上、国宝と重要文化財の指定を行います。先ほどの有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定する。さらには、重要文化財のうち「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるもの」を国宝にするというように、2段階指定を採っていることが特徴です。ただし、そのほかにも県の指定、あるいは市町村の指定というものがあまして、指定されていないものが未指定文化財になります。この未指定文化財は、まだ指定されていないのですが、ここから新たに市町村、都道府県、あるいは国指定という形で指定が促進されていきます。文化庁では、美術工芸品分野においてほしい毎年50件ぐらいずつ新たに国宝や重要文化財の指定をしまして、現在のところ、国宝907件、重要文化財9,918件という数にいたっております。対馬宗家関係資料は重要文化財9,918件のうちの1件ということになります。点数は51,000点余もあります、件数上は1件と数えます。

重要なものを重要文化財にすると申しましたが、重要なものと誰がどのように決めるのかということが問題となります。ここで客観性・公平性を保つために、それぞれの分野で指定基準が設け

られています。これ(図8)は一例として、歴史資料分野の指定基準を挙げました。端的に言うと、「歴史上重要」なもので、かつ「学術的価値が高いもの」を重要文化財にする時の基準としております。そのうえで、専門家の先生からなる、専門調査会という会議に重要文化財指定を理由とともに提案し、客観的な議論を経て、承認されたのちに重要文化財に指定されるというプロセスを踏んでおります。

重要文化財に指定される意義は何だろう、ということについてですが、まずは(文化財保護法に基づき)保存と活用を図る対象となるということです。すなわち、公的に未来への継承を図る対象となります。基本的には所有者の所有権を尊重するなかで、国や地方自治体、ひいては社会全体で国宝・重要文化財の保存・活用を支援することになります。国(文化庁)は、現状変更、輸出、第三者による公開などに対する規制を行います、修理や防災に対する補助金の交付、修理に対する技術的指導ということなどを行って、文化財価値を損なわず未来に伝えていくことを目的としています。

対馬宗家関係資料についても重要文化財になって以降、後ほどお話しされる藤井さんの(工房が

Ⅰ 国宝・重要文化財とは (2) 国宝・重要文化財

*「重要なもの」の基準(重要文化財指定基準 歴史資料の部)

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の**歴史上**の各分野における**重要な**事象に関する遺品のうち**学術的価値の特に高いもの**
- 二 我が国の**歴史上重要**な人物に関する遺品のうち**学術的価値の特に高いもの**
- 三 我が国の**歴史上重要**な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、**学術的価値の高いもの**
- 四 渡来品で我が国の**歴史上意義が深く**、かつ、**学術的価値の特に高いもの**

⇒「歴史上重要」であり「学術的価値が高いもの」

図8



図9

入る)九州国立博物館の文化財保存修復施設で毎年継続的に修理を続けています。この写真(図9)は修理実施中に文化庁調査官と修理施工者、所有者等が文化財を改めて見ながら、どういう修理方針を取るのか、どういう修理内容をとるのかということを逐一、1点毎に協議をしているときの写真です。

では、なぜ日本ではこのように(文化財を)国宝・重要文化財に指定をする制度を作っているのか。この制度は世界的に見てかなり特異な制度でありますので、その背景を少し振り返ってみたいと思いますが、基本的には文化財の散逸や廃棄などの危機に対応してきたという文脈で見えていくことができます。まずは明治時代ですけども、明治維新時の政治社会体制の変革、伝統文化の軽視、宗教政策の転換などによって、社寺の文化財が海外に流出したり、破損したりする状況が大きな社会問題となりました。このようななかで、文化財を守らなければならないということで、まず明治21年(1888)から宮内省の「臨時全国宝物取調局」というところで(文化財)調査を行いました。この調査のすごいところは、10年間で全国20万件以上という極めて多数の文化財調査を行ったことです。この調査によって、社寺の文化財は保存上の問題が大いにある実態がわかるとともに、あ

る程度日本の文化財の美術史上・歴史上の価値判断の物差しができることになります。この成果によって、明治30年に初めて日本の文化財を守る法律ができます。これは「古社寺保存法」という法律で、今の文化財保護(行政)の原型が形作られました。この原型には2つの特徴があります。ひとつは文化財に対して「保存金を下付することができる」こと、いわゆる補助金を出すことができるということ。いまひとつは、重要なものを国宝に指定すること。要は、指定、すなわち選択をしたもの(文化財)について、社会全体で守っていくシステムを明治30年に確立し、今日まで継承されることになりました。

次に、昭和初期の不況によって社寺だけではなく旧華族等の所有物が海外に流出するなどした危機を背景に、保存の対象を社寺のみから個人・法人・自治体などに拡大します。昭和4年(1929)のことです。さらに戦後になりますと、戦後の改革の機運ですとか、法隆寺金堂が昭和24年(1949)に火災にあって古代の貴重な仏教絵画が損傷してしまうという事件が発生するなかで、もう少し力を入れて文化財保護をやるべしということになり、議員立法という珍しい形で(現在の)文化財保護法が制定されます。以上のとおり、日本では民間にたくさん伝わる文化財を適切に守るために法的な措置を必要とするという社会認識が形成され、指定制度が運用されてきたというわけです。

もうひとつ、(文化財は)制度だけで守れるわけではなく、博物館施設が果たした役割も重要です。明治20年代から30年にかけて東京・京都・奈良に現在の国立博物館(当時は帝国博物館)が設立され、所有者の下で管理しきれない文化財を預かって、それを調査研究して展示をするということが

行われるようになりました。このことが文化財行政を裏から支えてきたことになります。

これからは対馬の話です。宗家文庫の保護を考える上で、まずは調査が重要です。さきほど（の佐伯先生の話に）ありましたように、宗家文庫は8万点を超える膨大な数量があること、そのため昭和50年以来36年間にわたり調査をされてきたこと、調査実施にあたり島内外の人々の協力体制を築いたことが大きな特色であったと思います。対馬という土地柄、地元の人々の熱い思いがまず前提としてあって、それを活かす形で島内外の人々が協力して長期にわたる調査を行ってきたことは非常に重要なことであり、また、得難いことであると思っております。

また、別の問題は損傷です。（紙は）水分・ほこり・カビ・虫・ネズミなど様々な要因により劣化損傷が起こりやすい。このように（図10）虫に食べられると痛々しいことになってしまいます。劣化損傷を妨ぐことができるという意味でも、（従来の）県立対馬歴史民俗資料館、現在の対馬歴史研究センターは大きな役割を果たしていることになります。

先ほどの国立博物館の設立は国全体の話でしたけれども、（対馬では）昭和50年に宗家文庫の調査が始まって、昭和52年に県立対馬歴史民俗資料館が設立されました。このことは宗家文庫

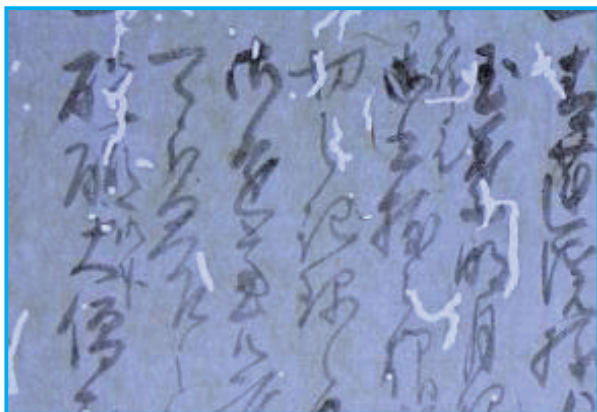


図10

のみならず、それ以外の対馬の文化財を守る上で必要不可欠で、その活動が対馬の文化財、宗家文庫の保存・活用に大いなる役割を果たしてきたことは間違いのないと思います。

さて、国（文化庁）が重要文化財指定を行う上で重要なことは何かというと、重要文化財の対象を明確にすることです。そのために、厳原町と長崎県の長年の宗家文庫調査の成果に基づきながら、文化庁では改めて宗家文庫史料の1点1点を確認して指定用の目録を作成する作業を行いました。その結果、平成24年と同27年の2回にわけ、非常に細かな数になりますが、51,946点を重要文化財に指定した次第です。この51,946点という数字は、屈指の膨大な数（の文化財）です。国宝の鹿児島島の島津家文書（東京大学史料編纂所蔵）は15,133点。重要文化財の彦根藩井伊家文書（彦根市蔵）は27,800点。（員数上の話だけですが、）これらと比べても、対馬宗家関係資料の豊富さが理解されましょう。内容においても対馬や対馬藩の歴史だけではなく、日朝外交、幕府との関係などを総合的に考える上で貴重な資料の宝庫であることは紛れもない事実です。この点に歴史上の価値が評価されて重要文化財指定になった、ということです。重要文化財になったということは、（文化財保護法上において）保存・活用のスタートラインに立ったということもできます。この点は改めてまた後ほど申し上げたいと思います。

佐伯：保存・活用のスタートラインに立った、ということで、藤井さんの方から修理の必要性、それから状況について報告をお願いいたします。

藤井良昭「重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理の必要性」

藤井：修理工房宰匠の藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど地主先生からお話があったとおり、文化財保護の歴史の中で我々修理する技術者は今に至っているのですけれども、「文化財の修理」に皆さんはどういうイメージをもたれますでしょうか。まずは、地主先生がお話しになった、我が国がどうやって文化財を守ってきたのか、指定に至るまでの話を踏まえまして、特に修理を行う側として、私ども宰匠という会社も加盟しています国宝修理装飾師連盟という団体の歴史について簡単に紹介させていただきたいと思います。

スライド(図11)の左側は、地主先生からお話があった文化財保護の我が国の歴史のごく簡単なまとめですけれども、それに対応して右側は国宝修理装飾師連盟(以下、「国装連」)が昭和34年(1959)に京都で設立されて、当初は7社だったのですが、現在は弊社宰匠も含めて10社10工房が加盟しております。この団体が平成7年(1995)の文化財保護法改正に伴う選定保存技術の保存団体に選定・認定をされて、今に至っています。この対馬を含む九州地域で、国立博物館(九州国立博物館、以下「九博」)ができたのは平成17年(2005)です。私はこの九

州における文化財修理が始まったのは平成17年からと言っても過言ではないと思っていますが、その九博ができて10年経った頃に弊社宰匠が設立されました。九州一円の文化財を修理する、指定文化財を修理する専門の会社として、日々修理を行っております。もし、後日お時間があれば、国装連のウェブサイトをご覧くださいますと、指定文化財に対する修理の考え方を書いていますので、よろしかったらご覧いただきたいと思います。

少しずつ修理の中身に入っていきたいと思えますけれども、文化財を修理する際に私たちが大切にしている、絶対に守るべき考え方というのが二つございます。一つが「現状維持修理」。今に伝わる文化財の価値をそのまま次の世代に渡す。もう一つは、「再修理可能な修理」。後に取り替えのきく材料と技術で修理をする、ということをお願いしております。あえて語弊を恐れず申しますと、「現状維持修理」というのが何も引かず何も足さない修理で、「再修理可能な修理」というのが後で剥がせるように今貼る、というような理念をもってですね、修理を行っております。この基本理念を果たしてくれる技術が、古代から伝わって今も発展し続けている、特にこの

文化財保護の歴史

- 明治 4年 「古器旧物保存方」布告→壬申調査
- 明治21年 臨時全国宝物取調局
- 明治30年 古社寺保存法
- 昭和 4年 国宝保存法
- 昭和24年 法隆寺金堂壁画の消失
- 昭和25年 文化財保護法の制定
- 昭和50年 文化財保護法改正
→選定保存技術
- 平成31年 文化財保護法改正
→文化財の観光資源化と「活用」

国装連の歴史



- 昭和34年 国装連の設立
当初7社→現在は10社
- 平成 7年 選定保存技術保存団体
- 平成17年 九州国立博物館 開館
→九州における文化財修理の開始
- 平成27年 修理工房 宰匠 設立
=九州一円の文化財を修理する
専門の会社設立

図11

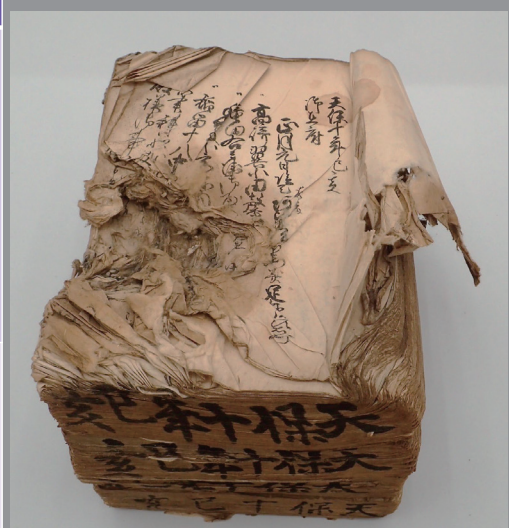
四半世紀は飛躍的に進化を遂げていますが、「装潢^{そうこう}技術」という技術です。この言葉は、「装」が「装う」、「形にする」という意味で、「潢」という字が古い字ですが「染める」という意味を持っています。対象となる基底素材は紙とか絹のものが主で、そういう脆弱なものは鑑賞したり保存したりするために、裏打ちなどの装丁が必要だったため、その装丁を行う技術が装潢技術として発展していきます。ですので、装潢の仕事という形に仕立てることがまず仕事になりますので、例えば、掛軸・卷子・折本・帖・額・屏風・襖・衝立といったものに仕立てる。さらに元々そういう形になっていたものをもう一度修理し直す、仕立て直すという時に絵や書が書かれている本体も修理をして仕立て直すということが出てきますので、修理につながっていくということになります。

大事なことは、この装潢技術で仕立てられたり、修理されたりしたものが現在伝わっていることをもって、その技術と材料が再修理可能なものであること、またその技術によって安全に文化財が伝わっていることがすでに実証されているということです。さらに、最近は科学的な根拠や安全な効率性を

加味して日々技術を発展させています。つまり、紙や絹でできている脆弱な素材のものが今に伝わっているということは、それが古いものであればあるほど必ず修理を経て伝わっている、ということになります。修理が繰り返されていることで文化財が今に伝わっている。今日の私の話はこれだけでも憶えていただけると大変嬉しく思います。

先ほどの理念と技術で、今も対馬宗家文書の修理を行っている最中なのですが、これまでの実績をここで紹介させていただきたいと思います(図12)。第1期の5年間では、毎日記と呼ばれる冊子を合計35冊修理いたしました。丁数を全部足しますと11,988丁の修理を行いました。ただし、毎日記を含む記録類だけでも重要文化財に指定された約5万点のうち16,667点もありますので、1年に7冊ずつのペースですとすべてを修理するのに2,381年かかる事になります。これは半分冗談みたいな話なんですけど、半分は本当のことでして、途方もない量があり、その量こそがまた素晴らしい価値の一つであるということなので、資料群全体を見据えた保存計画の重要性というのがやはり大切になります。右の

期	年度	対象資料	員数 (合計丁数)	備考
第Ⅰ期	H27	毎日記	7冊 (1,806丁)	国庫補助事業 損傷著しい35冊から着手 平成29年度～朝日新聞 文化財団より助成あり
	H28	毎日記	7冊 (1,507丁)	
	H29	毎日記	7冊 (2,670丁)	
	H30	毎日記	7冊 (2,528丁)	
	H31 (R1)	毎日記	7冊 (3,477丁)	
第Ⅱ期	R2	事林廣記 毎日記 記録類 絵図	18冊 2綴 5鋪	国庫補助事業 展示活用も見据え様々な 形の資料に着手
	R3	書契 毎日記 記録類 絵図	17通 5点 10冊 4鋪	
	R4-6			



毎日記 (管理番号 Ad-1-350~353) 修理前

図 12

写真は第1期の5年目に修理した冊子ですが、999丁、これで1冊です。16,667冊のうちの1冊になりまして、恐らく上から水のようなものが落ちてきてそこが濡れて傷んでいるというもの。これらの修理後の姿は別冊子にはなりますが後ほどスクリーンでお見せしたいと思います。第1期の35冊が終わった後は第2期として、展示活用も見据えながら様々な形の資料に着手をしまして、令和4年(2022)現在も継続して修理を進めています。

ここで、修理工程を紹介したいと思います。本格修理を行うものは九博の文化財保存修復施設にお預かりをして修理をしますが、修理工程はスライド(図13)に書いてある通りです。その中の「補修」、本紙に穴が開いているところをどうやって埋めるかということについて、特に毎日記は「漉嵌^{すきばめ}」という技法を使っています。その「漉嵌」の様子を動画で紹介したいと思います。

(漉嵌の様子を映した動画が流れる)

サクシオンテーブルという網目状のところの本

本格修理

- 於 九州国立博物館 文化財保存修復施設
- 『毎日記』の主な修理工程
 - 修理前調査
 - 解体
 - 剥落止め
 - 補修 = 漉嵌
 - 仕立て
 - 保存箱作製
 - 修理後記録
- 工期 = 約10箇月

図13

紙を裏向きに置きまして、その上から紙の原料が入った水を流しながら紙を漉く^すのと同じ動作をとります。それを下から吸いながら、紙漉きと同じ動きをすると穴の部分に紙の原料である繊維が引っかかって穴を埋めてくれる、という技術を「漉嵌」と呼んでいます。この技術を用いて修理を行っています。これは効率がよく、早く穴が埋まるというメリットがあるのですが、大量に水を使うリスクもございますので、そういう条件(に耐えうること)を毎日記がクリアしていることを確認したうえでこの技術を用いた修理をしています。1回の修理で約10か月から1年ほどのお時間をいただいて修理を行っております。

これは漉嵌で修理した冊子の前後写真です。(図14)上が修理前、虫損ですごく傷んでいたのですが、修理後は下のような状態で字も読みやすくなっているのがお分かりいただけるかと思います。先ほど紹介した999丁の冊子も、漉嵌を用いて、右のように修理を行いました。

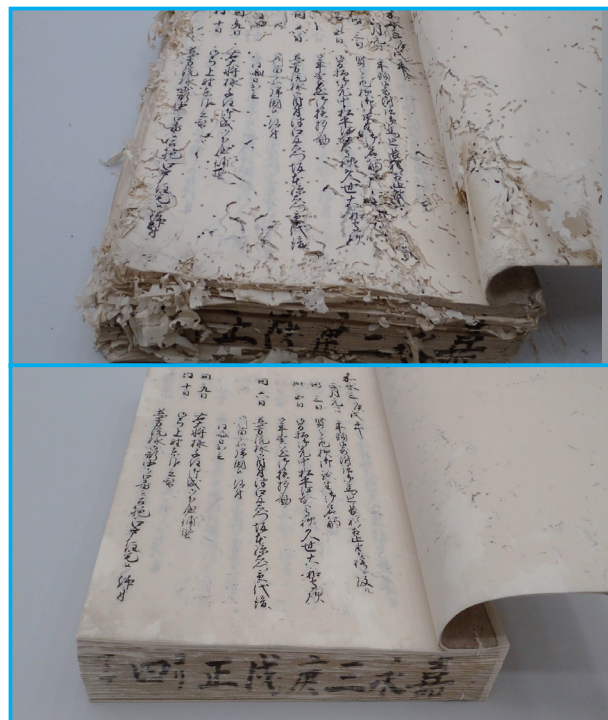


図14

続きまして、その他の事例を少しだけ紹介したいと思います。一つが維持管理行為です。これは、平成21年度から実施していきまして、本格修理ほどの修理の必要性はないけれども手当てが必要なものを対象に、限定的な処置を現地のスタッフの方が行っています。現地の方々が直接、重要文化財のメンテナンスをするということが特徴で、重要文化財では全国で唯一の先進的な取り組みです。他にも例がありますが、それは技術者が出向いて現地でメンテナンスをするということが基本ですので、かなり先進的な取り組みがこの対馬で行われています。

もう一つは、対馬の^{つつ}豆^{たくずだまじんじゃ}殿にある多^た久^く頭^づ魂^ま神^{じん}社^{じゃ}の高麗版一切経の本格修理で、平成30年(2018)度から九博の保存修理施設で行っております。大型の袋とじ冊子1,016冊及び3巻2帖(附324帖)で、「附」を除く全冊を3年1期として修理を行って、7期で完遂する予定を立てております。こちらも非

常に特徴的で重要な修理なのですが、全部完了までの計画が既に立っているということが非常に重要なことでして、資料群をきちんと全体として保存していくことの重要性をここでも申し上げておきたいと思います。

こちらが維持管理行為の処置前と処置後の写真です(図15)。上は本格修理ほど傷んでないのですが、端が折れ上がっていたり、シワが入ったりするものを落ち着かせて下の状態になるよう現地の方々がメンテナンスしております。多久頭魂神社の高麗版一切経も著しく傷んでいるものを漉嵌を用いて修理をした例でございます(図16)。また、先ほど紹介していませんでしたが、^{きん}琴^{ちようしやうじ}の長松寺の大般若経も平成24年から平成29年(2017)にかけて、こちらは装潢師連盟の施工で修理しました。586帖(附13帖)の修理が無事に終わって、これは修理後にお寺様にお持ちいただいた時、(地域の)皆さ



図15

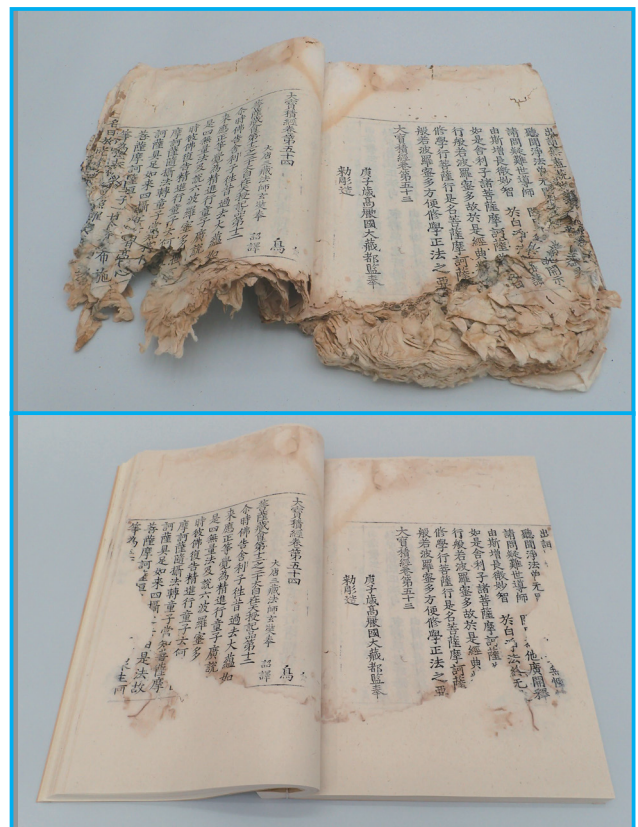


図16



図 17

にご覧いただいているときの風景の写真です(図17)。

最後に、まとめさせていただきます。修理とは単に直すだけの行為ではない、ということの一つ言いたいと思います。修理に際して解体することで、新たにわかる事実がたくさんあります。こうした成果を公開して還元することも大変重要なことであります。また、修理というのは文化財の価値を次の世代に繋いで渡す行為です。それを果たしてくれるのが修理であって、安全で再修理可能な修理を果たしてくれるのが装填技術、ということになります。例えば文化財だけあればいいとか、所有者様だけ頑張ればいいのか、ということとは決してなくて、国・県・市・博物館・我々修理技術者のそれぞれがバラバラだと文化財は伝えていけません。本日お越しの地域の皆様も含めて、みんなで守り伝えていかないと文化財は残らない、というふうに思っております。この対馬博物館開館を機に、文化財を伝え、この修理のサイクルを途絶えさせないように皆様で考えていただけるきっかけになれば幸いと存じます。また、他の先生方の話でも出てくると思いますが、対馬にはその歴史だけではなくすばらしい文化財が他にも数多く残っています。数が多いという事はそれに比例してどうやって残すかという量の問

題が必ず出てきます。今回の話をきっかけに修理という、私は修理ということ自体が文化であるというふうに考えているんですけども、修理の事について皆様で考えていただけるきっかけになればというふうに思います。以上です。

佐伯：「修理は文化である」と、非常に貴重なご提言をいただきましたけれども、荒木さんは、以前文化庁におられて、この宗家文書の調査あるいは指定に関係されたと同っておりますが、何かコメントございますでしょうか。

荒木：先ほど地主さんから詳細なご説明がありましたので、付け加えることはないんですけども、私の経験的なところを述べさせていただければと思います。地主さんが今までの30年以上にわたる調査の経緯をまとめられておりますが、私が関わらせていただいたのは、この最終局面でございます。平成19年(2007)から平成23年(2011)に行われました冊子物の調査、また平成21年から平成23年にかけて行われました絵図類等の調査、これに関わらせていただきました。個人的な事を申し述べますと、平成19年は九州大学大学院を終わって研究員をしていた頃でして、その時に私の先生である佐伯先生から声がかかりまして、それで一調査員として加わらせていただきました。そして、翌年の平成20年(2008)に九州国立博物館の方に職を得まして、そこでまた九博の職員として調査に関わらせていただきました。そして、その翌年から転勤が目まぐるしいわけですが、平成21年に九博から文化庁に異動を命じられまして、それで3年間は文化庁にいた訳ですが、その時にこの調査事業全体の統括を任されてしまうという境遇でございました。

その時に困りましたのはやはり非常に件数が

多いということでございまして、先ほどのお話ですと、5万点とか8万点とか、そういった数字が出て参りました。それも数えようによっては10万点とか20万点とかになってしまう訳ですね。先ほど藤井さんが毎日記の写真をお示しになりましたけれども、例えば毎日記は1ヶ月毎の業務日誌がこのような分厚さで残っていてですね、これが6ヶ月分とかでまとめてファイリングされた状態で伝わっています。なので、非常に分厚い冊子がある訳ですが、これを1冊と数えるか、6冊と数えるかで全く数が変わってまいります。重要文化財指定の時はそれを1と数えるということにしましたので、若干小さな数字になったんですが、これを6と数えるともっと大きな数字になっていたという事で、何を持って1点と数えるかというのが非常に難しかったという経験がございまして。

そして、その膨大なものを1回で指定するのが難しいということで、冊子物をまず1段階目として指定をしよう。そして、2段階目としてその残りのものを指定して、最終的に全体を指定するという方針で行いましたので、平成24年に冊子物の指定がかかって、そしてその3年後にそれ以外の追加指定ということで、全体の保護が図られたという経緯でございます。簡単ですけれども、補足とさせていただきます。

佐伯：ただいまのご三方のお話というのは、「文化財の指定というのは文化財を守り伝えるためである。そのために保存修理というものが非常に重要である」というお話でした。年7冊（の修理）で、（毎日記を含む記録類の修理だけでも）あと2,381年かかると、ちょっと先が長いような気がしますけれども、地道にやっていただきたいなと思っております。続きまして、次のテーマですね。

2番目のテーマといたしまして、対馬宗家文書の学術的意義、特にいろんな共同研究、あるいは研究が最近なされております。そのお話を何人かの方にさせていただきます。まず、須田さんの方から、東京大学史料編纂所所蔵の宗家関連史料のデジタル化事業について説明をお願いいたします。

須田牧子「東京大学史料編纂所所蔵宗家関連史料のデジタル化事業」

須田：東京大学史料編纂所の須田と申します。よろしくをお願いいたします。午前中の田代先生のお話、それから先ほどの佐伯先生のお話にもありましたように、私が所属しております史料編纂所は、分散した宗家史料をまとめて所蔵している機関の一つです。史料編纂所が所蔵する宗家史料は他の国内の機関と違まして、まだ重要文化財指定を受けていないのですけれども、「特殊蒐書」の「宗家史料」として、その史料のまとまりを崩さず一括管理しております。全部で3,000点。もと対馬藩の江戸藩邸にあった文書群の一部です。廃藩後に宗家の東京での菩提寺である養玉院に保管されていたものが、大正元年（1912）、その主要部分が紀州徳川家ゆかりの南葵文庫と慶應義塾に分割購入されまして、その南葵文庫が大正13年（1924）、関東大震災後に東京帝国大学附属図書館に寄贈されましたので、その段階で宗家史料も東大に移りまして、昭和37年（1962）、総合図書館から史料編纂所に移管されるという形になって、史料編纂所の所蔵ということになっております。

史料のほとんどは冊子仕立ての藩政日記・記録類で、江戸藩邸でつけられていた毎日記、それから、国元から江戸へ送られた国元の毎日記がその中心を占めております。現在、史料編纂所では

収蔵史料については鋭意、デジタルデータ化の促進に取り組んでおりますが、宗家史料については史料編纂所の諸史料の中でもかなり早い段階からデジタルデータ化を進めてまいりました。編纂所におけるマイクロフィルムでの撮影からデジタル撮影への切り換えは平成22年(2010)頃を境とするのですが、宗家史料については、平成19年の段階で、当時の対馬歴史民俗資料館と協議いたしまして、共同研究を行う中で史料のデジタル化についても促進しまして、対馬にある国元の毎日記、それから史料編纂所の方で持っている江戸藩邸の毎日記をできる限り撮影していくことで、いずれ東京にいても対馬にいても、どちらの日記もデジタル画面で見られるようにできたらいいなということになりまして、編纂所の方でもカラーでのデジタル撮影を開始いたしました。それ以前は東京に来ていただいて、閲覧室で原本を見ていただくしかなく、損傷がひどくて閲覧ができないようなものについてのみ、マイクロフィルムで撮影し、これを閲覧室のマイクロフィルムの映写機で閲覧していただくような形



図 18

になっておりまして、大変不便だった、ということ。今映っている写真(図18)は、平成23年に旧資料館の2階で行わせていただきました史料編纂所の写真スタッフによる撮影説明会の様子でございます。編纂所と旧資料館の方で、毎日記についてはおおむね同じ仕様でデジタル化を推進するというので、こういう会を行ったということ。ただ、デジタル画像の技術的發展というのがこの10年随分進みまして、編纂所では途中からより高解像度の撮影に切り換えました。今後も技術開発にあわせて適宜対応していくことが重要なかなというふうに思っております。

編纂所の方では昨年度をもって、江戸藩邸毎日記についてはデジタル化がようやく終了いたしまして、現在は史料編纂所のホームページから全点画像公開してどなたでもご覧いただけるようになっております。ちなみに、長崎県対馬歴史研究センターのご所蔵分につきましては、平成19年以來の共同研究の成果を踏まえて、来年度を目指して対馬宗家文書データベースをセンターのホームページから公開し、画像についても、撮り次第に順次公開していく予定となっているというふうに聞いております。編纂所の撮影の方は、平成19年から随分かかったなと思われるのですが、先ほどから時々出ておりますように江戸藩邸毎日記は全部で490冊あるのですが、対馬のものほど厚いわけではないのですが、それでも200頁から500頁にわたるものまでありまして、そうなりますとコマ数としても結構な分量になります。予算と人手が限られる中では結構時間もかかってしまったということでもありまして、本所の所蔵史料よりはるかに多い、対馬の宗家文庫史料デジタル化

の完遂というのは、なかなか気の長い事業になるのかなとお察し申し上げるところでございます。もともと、史料編纂所としても3,000点あるうちの490点、つまり6分の1を完了したに過ぎなくて、あと6分の5は残っているわけで、江戸藩邸毎日記という一番大部なものが、やっと終わりましたので、今度は江戸奥祐筆間毎日記という史料のデジタル化に着手したところです。

でき上がったデジタル画像について少しご紹介させていただきたいと思います。これが(図19)編纂所のホームページの冒頭部分なのですが、**「データベース検索」というものがありまして、「所蔵史料目録データベース」に飛んでもらいます。データベース検索の詳細画面を出していただきまして、その中の「貴重書」欄の「特殊蒐書」の欄から「宗家史料」というものを選んでやるということを行います。そうしますと、検索結果画面が出てきまして、冒頭のところに2,900件と出てくると思うのですが、先ほどから約3,000点というふうに申し上げておりますけれども、史料の括り方ですとか整理番号の付け方の関係で、ここでは2,900件という形で検索結果としては出てまいります。この中から「江戸藩邸毎日記」を一つ選んでクリックしてやりまして、次の詳細画面のところから「イメージ」というところをクリックしてやりまして、(図20)こういう画面が出て参りまして、これをクリックしてやると、全画面で大きくカラーで出てまいります(図21)。時々モノクロで出てくるのはマイクロ撮影がなされていたので、そのフィルムをデジタルスキャンして、それをそのままデータベースにあげているというものになります。江戸藩邸毎日記は、冊子ですし、丁寧に日々綴られた日記ですので、画像でも比較的読みやすい史料で**

ありまして、またこの年の何月何日に、江戸藩邸では何が起こっていたのか知りたいなどというときに、それだけのために東京まで行ってめぐる



図 19

No	区分	請求記号	書名	原蔵者	表示種別
281	貴重書	宗家史料-1-281	江戸藩邸毎日記 (明和5年1月1日~明和5年4月30日)		全表示 限定表示
282	貴重書	宗家史料-1-282	江戸藩邸毎日記 (明和5年5月1日~明和5年8月30日)		全表示 限定表示
283	貴重書	宗家史料-1-283	江戸藩邸毎日記 (明和5年9月1日~明和5年12月30日)		全表示 限定表示
284	貴重書	宗家史料-1-284	江戸藩邸毎日記 (明和6年1月1日~明和6年4月29日)		全表示 限定表示
285	貴重書	宗家史料-1-285	江戸藩邸毎日記 (明和6年5月1日~明和6年8月30日)		全表示 限定表示
286	貴重書	宗家史料-1-286	江戸藩邸毎日記 (明和6年9月1日~明和6年12月30日)		全表示 限定表示
287	貴重書	宗家史料-1-287	江戸藩邸毎日記 (明和7年1月1日~明和7年4月29日)		全表示 限定表示
288	貴重書	宗家史料-1-288	江戸藩邸毎日記 (明和8年1月1日~明和8年4月30日)		全表示 限定表示
289	貴重書	宗家史料-1-289	江戸藩邸毎日記 (明和8年5月1日~明和8年8月30日)		全表示 限定表示
290	貴重書	宗家史料-1-290	江戸藩邸毎日記 (安永1年1月1日~安永1年4月29日)		全表示 限定表示
291	貴重書	宗家史料-1-291	江戸藩邸毎日記 (安永1年5月1日~安永1年8月29日)		全表示 限定表示
292	貴重書	宗家史料-1-292	江戸藩邸毎日記 (安永2年1月1日~安永2年4月30日)		全表示 限定表示

290/2900件

「書目データ」

【書目ID】 00033039

【史料種別】 貴重書 (特殊蒐書)

【請求記号】 宗家史料-1-290

【書名】 江戸藩邸毎日記 (安永1年1月1日~安永1年4月29日)

【著者名】 勤農杉村直記

【出版事項】

【形態】 縦帳, 1冊

【注記】 原題: 御留守毎日記。

イメージ

「冊データ」

【形態】 縦帳, 1冊

【注記】 フィルムあり (宗家史料フィルムNo.45)

図 20

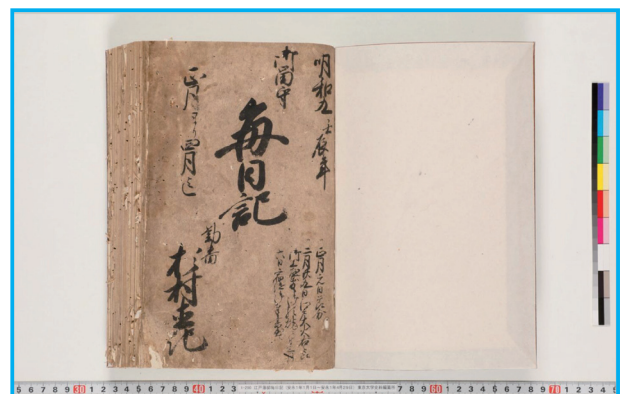


図 21

というのはなかなか大変なので、そういう意味では画像閲覧に適した史料といえるのかもしれませんが。また、ご覧いただいておりますとおり、それほど状態がよろしいというわけではありませので、原本を用いて、綿密に作業するというのはちょっと困難な状態で、撮影にあたってはなかなか苦戦したというものになっております。ただ、今後はデジタル画像を家でも簡単に見られる状態になりましたので、研究が格段にやりやすくなって大きな成果が出たらいいなと期待しているところでございます。

今までご説明申し上げておりました「江戸藩邸毎日記」というのは、江戸藩邸にありました史料がまとまって史料編纂所に引き継がれたものですが、編纂所には不思議なご縁で所蔵されるに至った宗家史料というものもございませ。こちらの「^{しょうしゅうぶん}蔣洲咨文」(図22)というものでござ

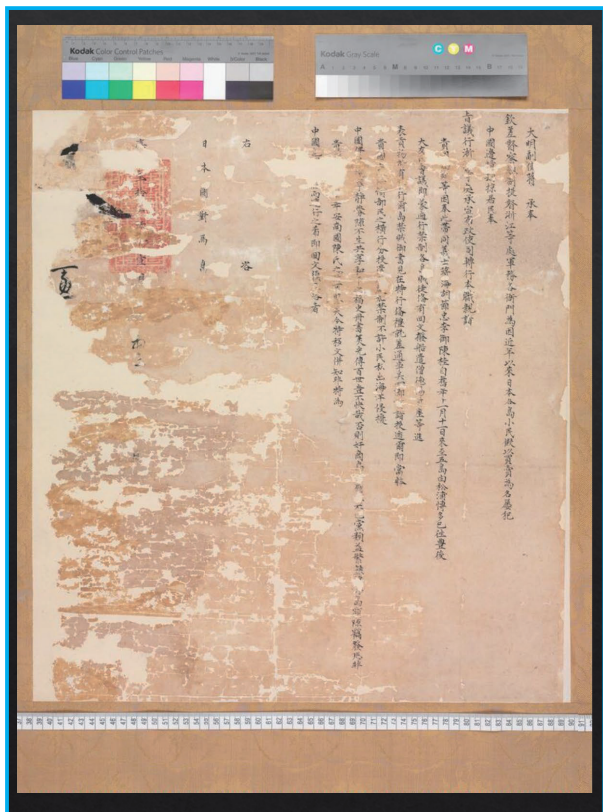


図 22

います。これはある時期まで対馬の宗家文庫にございまして、そこから戦前に朝鮮半島に渡りまして、朝鮮史編修会から国史編纂委員会に引き継がれましたけれども、ちょっと経緯は不明なのですけれども、どういうわけか再び日本に戻り、昭和52年(1977)に書店から売りに出されていたところを史料編纂所が購入したという経緯のものになります。見ていただきましたら分かるように、大変状態がよろしくなくて、これは購入の時から状態がよろしくなくて、しかもこの紙は普通の楮紙ではなくて、中国などでよく使われている竹紙^{ちくし}という竹で作った紙でして、どのように修理をするべきかということに大変迷って、ながらく修理室にそっと保管されていたというものになります。近年の紙研究、紙をどう扱うかという研究の進展に基づきまして、平成19年から平成20年にかけてこれを修理いたしまして、平成25年(2013)に史料編纂所内でお披露目して、平成28年(2016)には他の宗家史料に先駆けて重要文化財に指定されております。それを記念するというわけではないのですけれども、この「蔣洲咨文」という史料をもう少し皆様に分かり易くご理解いただくためのコンテンツというものを作ってみました。

先ほどのホームページの所蔵史料紹介のところに、デジタルギャラリーというコーナーがありまして、ここに、「倭寇図巻デジタルアーカイブ」というものがあります。対馬博物館の中世の展示室に「倭寇図巻」の複製資料が飾ってありましたけれども、「蔣洲咨文」と言いますのは平たく言いますと、弘治2年(1556)に対馬の宗氏に対して中国の明朝の官僚が倭寇を禁圧しなさいと命じた文書でございませので、16世紀に中国を襲った倭寇を描いた「倭寇図巻」とも大変縁が深

い史料ということになります。というわけで倭寇図巻のデジタルアーカイブの中に「蔣洲咨文」の紹介ページというのを作ってみたということでございます。原文画像の一部をクリックしますとそれに対応する翻刻、それから読み下し、それから現代語訳、それから人間の説明とか地域の説明などを一覧できるようにしまして、歴史研究者がどのように史料を読みといていくのかというのを体感ができるように工夫をしたつもりでございます。史料編纂所のデジタル化事業は、膨大な史料のデジタルデータ化というものを進めつつ、このように、それをどういうふうに読み解いていくかという意味でのデジタル化というものも推進しております。非常に膨大な宗家史料すべてについて、このような試みができる訳ではもちろんないと思いますが、史料を守り伝えてきてくださった地域の皆様に、その史料が語ってくれていることを研究者が読みといてみた、その一端をお伝えするコンテンツになっておりましたら幸いです。どうもありがとうございました。

佐伯：かなりデジタル化が進行して、江戸藩邸毎日記が全部公開されているとは私知りませんでした。対馬の宗家文庫の江戸藩邸毎日記は虫食いがひどくて閲覧できない状態のものがたくさんあるのですが、史料編纂所のものが全点公開されているというのは非常に心強い、という感じで聞いておりました。荒木さんは中世史の立場からですね、宗家文庫、あるいは韓国国史編纂委員会でいろんな史料調査をなさっておりますがその概要を説明していただけますか。

荒木和憲 「宗家文庫」の中世史料

荒木：私の方からは、宗家文庫の中世史料を使って

どういった研究ができるか、あるいはどういった問題があるのか、という話をさせていただければと思っております。この対馬の方に残っている宗家文書について、ここでは「宗家文庫の史料」という言い方をさせていただきますが、この宗家文庫の史料は、先ほどからお話がありましたように数万点、数え方によっては10万点を超えるような膨大な近世・近代史料群でございます。それに対して、中世（およそ11世紀から16世紀まで）の史料の原本、オリジナルなものというのはほとんどないですね。私自身は日本中世史ということで、対馬のことを研究して参りましたが、よく宗家文書は史料がたくさんあるからいいよねということをおっしゃる方がいらっしゃるんですが、実は宗家文書の中には中世文書はほとんどないですね。それが現実ということになります。ただ、先ほど申しましたように、重要文化財指定の調査の過程で、宗家文庫の中に若干ですけれども中世史料が確認されました。その一例をお示しますが、天文20年（1551）に伊勢貞順という人が対馬の島主である宗義調に伝授した武家の故実書、故実書と申しますのは作法の本ですね。もっと平たく言えばマナー本といいますか、いろんな武家社会のマナーについてまとめた本です。これが残っておりました。

しかし、中世に宗家が誰かから受けとった文書、文書と申しますのは手紙とっていただいて結構です。この手紙のほとんどは伝わっておりません。不思議なことで、鎌倉時代から明治維新までこの対馬という地域に居続けた領主の家であるにもかかわらず、中世の宗家が受け取った文書はほとんど残っていないということで、これは中世の対馬の歴史を考える上では大きな謎ということになります。逆に言えば、これが残っている

と、私のような人間が研究する余地は残されていなかったということにもなるのですが、そういった制約がございます。しかし、全くなかったのかと申しますと、そうでもございませんで、大正15年（昭和元・1926）に武田勝蔵さんという方が、「宗家文書の中より」という文章を書かれているのですが、この方は大正時代に宗伯爵家に入りをされていて、その時に所蔵文書の調査をされています。中世から近世初めくらいの文書を何点か紹介されているわけですが、それがここ（図23）の①から⑦の文書ということになります。大内義隆とか足利義昭（室町幕府最後の将軍）とか、あるいはマイナーな人ですけれども、壱岐の領主の日高氏とか、平戸の松浦氏とかから宗氏あるいは宗氏の家臣とかが受け取った手紙などが残っていたことがわかります。七つ目としては（図23の⑦）、先ほど須田さんからお話があった「蔣洲咨文」の紹介がされております。

これらの手紙類が江戸時代にどのように保管されていたのかと申しますと、実はこれは韓国の国史編纂委員会の方に保管されております対馬島宗家文書、午前中に李薫先生からお話があった資料群ですけれども、その中にございます2つの史料にみえております。つまり、この①②③については「おくおかきものうつし奥御書キ物写」という史料の中に写されておりますし、④⑤⑥については「おくごはんもつながもちのうちにこれあるおかきものうつし奥御判物長持之内有之御書物写」というタイトルの史料の中に写されております。「奥」というのが何かと申しますと、つまり「奥向き」、藩主の家のことで、ファミリーが持っていたプライベートな史料ということになります。この史料によって19世紀の初めには藩主がプライベートに持っていた史料であるということがわかります。一方で「蔣洲咨文」は先ほど須田さんか

ら詳しいお話がございましたので中身の説明は省略させていただきます。これにつきましても、こちらの宗家文庫の史料によって、どこで誰が保管していたのかといったことがわかります。この表題にございますように、「としよりちゆうあずかり年寄中預、おかきものながもちいれにつき御書物長持入日記」。藩の表書札方の年寄、つまり、藩の家老ですね。家老たちが保管していた。いわゆる藩庁ですね。藩主のファミリーではなくて、藩庁、今でいう県庁のような組織ですけれども、そこで保管されていた史料であるということがわかります。そして、ここ（図24）に「だいみんのしよかんひとはこ大明之書翰一箱」とございますので、これが「蔣洲咨文」のこととわかります。そして、ここに朱

武田勝蔵「宗家文書の中より」（『史学』5-3、1926年）

大正時代に宗伯爵家の所蔵文書を調査
昭和元年(1926)に中世(～近世初)の文書を紹介

- ①[天文11年(1542)-19年]大内義隆書状→宗晴康
- ②[天正14年(1586)]足利義昭御内書→宗義智
- ③[天正14年(1586)]足利義昭御内書→佐須景満
- ④[天正15年(1587)]日高喜書状→佐須景満
- ⑤[天正15年(1587)]日高勝秀書状→佐須景満
- ⑥[天正16年(1588)]松浦隆信書状→宗義智
- ⑦嘉靖35年(1556) 蔣洲咨文→対馬島(宗義調)

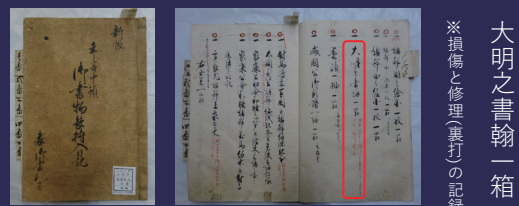
①・②・③…『奥御書キ物写』
④・⑤・⑥…『奥御判物長持之内有之御書物写』
(韓国・国史編纂委員会「対馬島宗家文書」)
➡19世紀初め頃、奥向(藩主の家)で保管

図23

- ④嘉靖35年(1556) 蔣洲咨文→対馬島(宗義調)

『年寄中預 御書物長持入日記』
(長崎県対馬歴史研究センター蔵、文化13年(1816))

➡19世紀初め頃、表書札方の年寄(藩の家老)が保管



大明之書翰一箱
※損傷と修理(裏打)の記録

図24

書きで細かい説明が書かれているんですが、保存状態のことが書いてございまして、非常に傷んでいるので修理をして裏打ちをしたんだ、ということが書かれています。つまり、江戸時代の終わり頃に状態を気にかける人がいて、非常に状態が悪くから一回修理をしたと。先ほど藤井さんから「修理はどんどん繰り返される」というお話がありましたように、史料が勝手に生き延びているわけではなくて、やはりそこには気にかけて修理してくれる人がいるから残っているんですね。そして、東大史料編纂所でまた修理をされて、今のようになっているわけです。こういう形で修理が繰り返されて今に伝わっているということが分かる一例ということになるかと思えます。

このように全く中世の文書がなかったわけではございませんけれども、やはり宗家が受け取った文書のうち江戸時代の終わりから大正時代に存在したことが確認されるものという非常に少ないわけです。しかし、逆に宗家が発信した文書、誰かに与えた文書というのは今日もこの対馬市内の旧家に残っています。もしかしたらここにいらっしゃる方のなかに、そういった古い文書があるよという方もいらっしゃるかもしれません。そういう旧家に伝わっているものを家の文書ということで、家文書と言っています。これについては、田代和生先生が大きな見取り図を今から40年前に示されております。また一方で、江戸時代の対馬藩は藩内にある各家に対して、この家文書の中から「御判物」というものを抜き出して提出させていたようです。「御判物」というものが何かと申しますと、要するに宗家＝藩主が出した文書です。家文書の中には色んなものが入っていますが、その中から「御判物」だけを抽出して、藩に提出させて、それを一斉に書き写したわけで

すね。これが今日、宗家文庫の中に残っております「宗家御判物写」というものに相当いたします。

その一例としてお示ししましたのが、こちらの「歩行御判物帳」という御判物写です。朝鮮との貿易に関する原本は残っていないけれども、こうした写しによって知られる、そういった文書がたくさん含まれております。この「宗家御判物写」の調査については戦前から行われているわけですが、一番体系的に行われたのが竹内理三先生です。戦後しばらく九州大学で教鞭をとられていた先生ですけれども、この先生が「対馬の古文書」ということで、慶長20年（元和元・1615）以前の古文書を集計されています。この先生は非常に史料をたくさん集めて、調査して、たくさん公開していくという偉大な業績を残された方です。対馬の古文書についても、戦後まもない時期でありながら悉皆的に調査をして、対馬には文書を持っている家は1,023ある。そして、全部で6,326通あるという集計を出されております。ただ、残念ながらこれがそこまで世に知られておりません。その一部については『長崎県史』史料編1というものに含まれておりますが、こちらは鎌倉時代から幕末までの古文書を含んでおりますし、全部で2,518通ですので、かなり中世の古文書がカットされてしまっている、ということが問題として残っています。この「宗家御判物写」は家文書を写したものであるということを申しましたが、その家文書を持っていたのはどういった家かと申しますと、武士でありますとか、寺社ですとか、百姓とか、町人とか、そういった家がそれぞれに文書を持っていたわけです。そして、今も残っているものもありますが、今には伝わらないものもありますので、そういったものについては写しによって中身を知ることができるわけ

です。また、もう少し詳しく見て参りますと、今に伝わる家文書の多くは武士の中でも村落に住んでいた在郷給人という人たちのものだったり、あるいは寺社とか百姓とか町人の家のものだったりします。実は、この武士の中でも上層にいた城下士。城下というと府中、この厳原ですね。明治以前は（厳原を）府中と申しておりました。府中に住んで役人として藩に仕えていた武士達がいたわけですが、彼らの多くは明治維新の社会変動によって職を失い、行き場を失ってしまう。そして、おそらく離散して、その時にそれぞれの家に代々伝わってきた家文書も散逸してしまっているという問題がございます。ですので、「宗家御判物写」は非常に貴重なんですけれども、特に城下士の家の文書が写されているということで貴重でございます。城下士の中でも少し階層性がありまして、一番トップは馬廻、次は大小姓、そして歩行というランクがあったわけです。この中でも特に上級の城下士＝馬廻というのは、いわゆる家老とかが輩出される家柄ですね。こういった家の多くは、実は近世だけではなくて、中世からすでに宗氏に仕えていて、だいたい役人として宗家に仕えていたということが分かります。ですので、中世の対馬の政治とか、あるいは朝鮮との外交・貿易、そういった実態を伝える古文書を非常に多く持っていたわけですね。しかしながら、原文書、オリジナルのものは行方知れずのものが多いので、やはりこの「宗家御判物写」に写されている文書というのが非常に大きな意味を持ってまいります。この馬廻の家柄の御判物写としては何があるのかと申しますと、この4種類ほどございます（図25）。①は貞享4年（1687）に作られた「きょうろくねんまどうまわりごはんもつちよう享禄年迄馬廻御判物帳」。これは享禄年間（1528～1532）頃までの古文書を収録して

います。②は「うまわりごはんもつちよう馬廻御判物帳」というほぼ同じ年に作られたものですが、続く天文年間、1532年以降の古文書を収録しています。また、文政8年（1825）に写された写本がございまして、これは②を写したものですけれども、②とは中身が少し違っているところがございまして、別のものとしてあります（③）。そして、天保5年（1834）に写された「おうまわりごはんもつひかえ御馬廻御判物控」というものもございまして、これは②を写したものであるということになります（④）。今、対馬の方に残っているのはこの④でありまして、②と③は韓国の方にございます。そして、①についてはこの写しが九大の方にございます。ということで、「うまわりごはんもつちよう馬廻御判物写」だけとりましても、各地に散らばっておりまして、これはやはり①から④までを比較検討しながらやっていかないといけないということになります。

最後になりますけれども、中世の対馬史の研究に必要なことは何かと申しますと、一つは旧家に伝わる家文書をしっかり調査していく。もう一つは、「宗家御判物写」をしっかり調査する。この2点にかかっております。しかし、この家文書というのは、すべてが残っているわけではないわけですね。対馬は非常にたくさん残っている地域ですけれども、とはいえ無くなってしまった文書はたくさんございます。ですので、今に伝わる家文

上級城下士(馬廻)の御判物写

- ①享禄年迄馬廻御判物帳(貞享4年〈1687〉)【九大】
享禄年間(1528-32)以前の古文書を収録
- ②馬廻御判物帳(貞享4年〈1687〉)【韓国】
天文年間(1532-55)以後の古文書を収録
- ③馬廻御判物帳(文政8年〈1825〉写本)【韓国】
②の写本、増補あり
- ④御馬廻御判物控(天保5年〈1834〉写本)【対馬】
②の写本

⇒馬廻の御判物写は散在、①～④を要比較検討

図25

書がどこに所在しているのかというのをしっかり調査しなければいけませんし、またそれを恒久的に保存していく。将来に伝えていく。かつ、オリジナルなものでしか分からない、手にとってみないと分からない要素を古文書というのはたくさん持っていますので、そういった原本の調査をしていくことも重要になってまいります。また、「宗家御判物写」に関しましてはですね、先ほど以来申しておりますように、江戸時代に存在した家文書を大量に写しているわけですが、その時に提出漏れになった古文書もございますし、あるいは収録基準の外になってしまったものもございます。つまり、御判物写というのは御判物だけがピックアップされているので、宗氏が出した御判物でないものは写されていないわけです。御判物写にも限界がございますので、そういったことも頭に入れないといけない。かつ、先ほど申しました対馬とか韓国、あるいは九大だとかですね、各地に写しが存在していますので、その内容を比較して、しっかり検討していかないといけないということになります。以上で終わらせていただきます。

佐伯：私も中世史ですので荒木さんと同じような調査をやったのですが、荒木さんの方が徹底していると思いました。というのは、天文20年の伊勢氏の故実書ですね。九州国立博物館にもありますよね。こちら（対馬）の方にも1冊あるっていうのは知りませんでした。これは重要文化財に指定されているんですか。

荒木：本来一体だったものが離れ離れになっておりまして、九州国立博物館の方に6巻、伊勢氏の故実書がございまして、それは重要文化財です。また、対馬の方に残っているもの（1巻）は追加指

定のときに指定がかかっているはずですが。

佐伯：指定されているわけですね。このシンポジウムのコーディネーターを引き受けるということで史料編纂所等々、宗家文書を所蔵する色んなところのホームページを調べてみました。先ほど須田さんのお話では、史料編纂所では江戸藩邸毎日記全点がホームページ上で公開されているということですが、九州国立博物館もほぼ全点ですね、資料14,000点の写真と釈文までを公開しています。国立国会図書館は倭館の館守日記とか裁判記録を全点がホームページで公開されて、大変便利になってまいりました。史料編纂所の鶴田啓先生の科研が現在進行中であるということで、大いに期待をしているところでございます。

対馬の文化財と次世代への継承

佐伯：それでは、次のテーマですね。今までは、宗家文書あるいは宗家文庫の史料の価値、あるいは文化財の指定、さらには修理という、いろんな側面からお話をさせていただいたわけですが、この対馬全体に関連する文化財は宗家文庫以外にも実は非常に多いわけです。例えば、長崎県のホームページで文化財一覧を拝見しますと、令和3年（2021）2月時点で、長崎県内に国指定の文化財が163件ある。一番多いのは長崎市で50件、2番目が対馬市なんですね。27件。3番目が平戸市の14件です。人口の比率等々を考えると、対馬市には国指定の文化財が非常に多いと言えます。対馬博物館でも梵鐘等々を展示しているとのことでした。県指定につきましては、1年前のデータで390件。長崎市が69件で1番です。2番目は平戸市で63件。3番目が対馬市で43件という具合に、対馬は県内でも有数の文化財の集中地域であると言えます。この宗家

文庫に限らず、対馬の文化財の可能性、あるいは継承性等につきまして、本日のパネラーの方々からコメントをいただきたいと思います。まずは地主さんからお願いできますでしょうか。

地主：それでは、私から失礼いたします。改めて、文化財の保存と活用についてお話を申し上げたいと思います。文化財は指定文化財でなくても所有者の方が大事にこれまでも守り続けられてきたものも多く伝わっていると思いますけれども、先ほどご説明申しました通り、日本の場合は指定文化財になることによって、保存と活用の推進の上で一つの端緒となるように思います。保存と活用なんですけれども、文化財の種類によって、その位置付けが変わると思います。保存と活用は車の両輪であるという言い方もなされるんですけれども、美術工芸品の場合は基本的には非常に脆弱なものが多いので、保存がまずあって、その上に活用があると考えべきでしょう。今回、対馬博物館がオープンしましたが、活用の大きな活動の一つである展示とか、先ほど来、先生方からご発言のあった研究については割と一般の人の目に付きやすい、スポットライトを浴びやすい部分だと思います。一方、保存の部分。虫に食われないようにする。水に濡らさないようにする。さらには藤井さんが従事している修理などはなかなか人目に付きにくいところがあります。そこで、今日おいでの皆様方にはまず人の目になかなか付きにくい、保存の部分文化財の継承上極めて重要だと、よくよくご承知のことだと思っておりますけれども、この点をご理解いただきたいと考えます。私どもも日頃思っているんですけれども、(対馬宗家関係資料の)修理にあと2,000年かかる状況というのは、正直まったくこの先が見えない状況です。修理期間を少しでも短くすることに対し

て、国でもいろいろ力を尽くしたいと思いますし、社会全体でも修理に対する理解を持っていただきたいと思っております。

それから、対馬全体の文化財ということでございますけれども、私は立場上、国による文化財指定という観点で文化財の保存に関わっておりますが、先ほど図でお示しました通り、指定文化財には県指定、あるいは市指定というカテゴリーもございます。この文化財の指定制度をさらに有効活用していただく、県の指定や市の指定となっているものについても改めてこれを機に、その保存と活用について多くの方が注目して、諸活動に参加することによって、効果的に文化財を未来に伝えていく、ということが理想的と考えているところです。

佐伯：先ほどの議論のところでも1点忘れておりました。地主さんに(宗家文書の研究について)コメントをいただく予定でした。竹紙について、追加のコメントをお願いいたします。

地主：先ほど来の先生方のお話と午前中の李薫先生から、原本が示す情報量とか原本研究の重要性について、また荒木先生から原本は残っていないけれども写しでも歴史研究を行うことができるというお話もありました。歴史研究の在りようというのは、今後展開されるデジタル画像利用なども含めて多面的な研究環境が担保されるということが非常に重要だと思うんですけれども、文化財保護行政の立場から、原本が示す価値の一端をご紹介申し上げたいと思います。

ここでとりあげる朝鮮国書は、徳川将軍に宛てた朝鮮国王の書簡(書契)です。対馬藩が大きく関わった朝鮮通信使の大きな仕事はこの書簡を江戸の徳川将軍に渡すことでした。これら朝鮮国書原本は現在、主に東京国立博物館、一部京都

大学の所蔵となっています。これらの国書について荒木さんと重要文化財の指定調査を一緒に行いましたが、ここではその料紙について紹介します。田代先生もご指摘なさっていることです。朝鮮国で作られる紙というのは、基本的に楮の紙が大半で、特に国書に関しては楮を何枚も重ねて、圧着させて（打紙）、密度を高めた紙を使っています。もう一つの特徴は大変大きいということです。（朝鮮国書原本の大きさは）まちまちですが、大ざっぱに言うと縦が50cmくらいで横が120cmくらいです。東京国立博物館にある朝鮮国書はこのような楮紙打紙が使われているんですけれども、京都大学にあるものは様子が異なります。まず、これらは万暦35年（1607）と万暦45年（1617）のもので、文禄・慶長の役に比較的近い時代に渡された（江戸時代のはじめの）ものです。万暦35年のものが縦約60cm、横94cm。万暦45年のものが縦60cm、横131cmと、日本の古文書、（例えば大きいことで知られる）豊臣秀吉の文書と比べても格段に大きいんですね。このように大きさの点では、朝鮮国書と同じ体裁を保っているんですけれども、紙をよくよく見ると万暦35年のものは表面の雰囲気が違うんですね。色も黄色っぽい紙で先ほど須田さんがおっしゃった中国で作られている竹の紙なんです。なぜ日本産の紙ではなく中国産の竹の紙をわざわざ使ったのかと考えると、日本の紙は普通に入手できるものは縦が35cmくらい、横が50cmくらいなので、日本で作られて出回っている紙では大きさが足りない。一方、中国で作られている竹紙は大きく作られているので、それを利用したと想像されます。ただ、竹紙というのは一般的に薄い紙なので、厚みが足りないことから、サンドイッチのように、竹紙の下に楮の紙を2枚

挟んで、その下にまた竹紙を貼る4層構造になっています。国書の端の傷んで広がっている箇所を観察したらこのようなことが分かりました。この（万暦35年の）国書は色んな点（歴史的背景と内容のみならず、文書全体の作成痕跡や印章）から朝鮮国でつくられたものではないということが研究上明らかにされているのですが、この紙自体も朝鮮国で作られたものではないこと、ひいては対馬藩で改作されたものであることを示す要素となっています。この点についても原本が残っているからこそわかる情報の一つです。

また、昨年度に九州国立博物館で修理を行った対馬宗家関係資料中の対馬藩主が朝鮮国役人に送った書状（書契）複数通の例を見ましょう。これらもそれぞれ大きさが縦50cm横100cmくらいある大きなもので、同様に竹の紙を使っています。紙一枚では薄いので、竹の紙を複数枚重ねて、厚みをもたせて使っている、ということがわかりました。ここでは、大判の料紙を複数枚重ねた料紙のみの話ですが、対馬藩主が外交文書として朝鮮国に出す書状（書契）は日本風ではなく、東アジアの文書様式にのっとって作っているということが明らかになってきたと思います。

また、修理については、修理を行うことによって改めて科学的に分かることもあります。資料の一つの新たな価値を見出す機会になることを期待したいと思います。

佐伯：それでは、文化財の可能性につきまして、藤井さんにコメントをお願いします。

藤井：修理を行う立場としては、次世代に継承するにはやはり修理が必要であるということに尽きると思います。荒木先生の発表でも、過去の人たちが裏打ちをしている記録があると、そういうことがあったからこそ現在目の前に資料があると

いうことで、やはり修理が繰り返されることで文化財が伝わるんだと改めて強く思った次第です。ただし、修理というのは時間とお金がかかるものでして、これは決して現在に限ったことではなくてですね、何百年と伝わる中で、おそらく先人の人達もきっとそうだったというふうに思います。先ほど1年間に7冊修理すると2300年以上かかると言いました。スライドで紹介しました修理の実績を見ていただくと、損傷著しい毎日記が第1期ですべて完了いたしました。もちろん傷んでいるものはまだあるんですが、最もひどいものはやはり時間がかかりました。そのあとの第2期になると、例えば、昨年度の令和3年度は、いろんな形の資料からのピックアップではありますけれども、全部で36点の修理が1年間でできております。つまり、年7冊しかできてなかったことと比べると、点数だけでいうと5倍スピードが伸びている。このペースだと400年ぐらいで資料が一周できるということになります。加えてですね、先ほど紹介いたしました現地で、対馬博物館の2階に入っている県のセンターのところにも(資料の)メンテナンスをする施設がございまして、そこで現地のスタッフの方がやられているメンテナンスも合わせれば、年に10点とかそういうペースかもしれないですけども、例えば年10点でも10年続けると100点できるんですね。ですので、そういうことをあわせて考えますとやっぱり、スピードアップっていうのは、決して不可能ではないと思います。私たちの装潢による修理は基本的には1回修理すると次の修理まで50年から100年の間はもつというふうに言われていますし、きちんとそれがもつように修理をしているんですけども、それが特に、冊子本とか一紙物になると形態としてはかなり安定

をしてくるので、しかもこの博物館に保管されて、きちんと専門的な人に活用いただけると、もうちょっともつだろうと思います。せめて1回の修理サイクルの間にどんなに量が多くとも1件の文化財は修理が一周できるようなスピードを持つ工夫がいるんだろうなというふうに思っています。ですので、本格修理でお預かりできるものももっと多くできるように努力をしたいですし、この現地でしていただいているメンテナンスももう少し拡充をしていけば、私は200年ぐらいで宗家の史料が一周できることも決して夢ではないというふうに思っています。そういう観点を忘れずに常に努力をすることで、この大事な文化財を次の世代に伝えていきたいと考えております。私からは以上です。

佐伯：それでは、須田さんお願いします。

須田：はい。対馬の文化財の可能性ということで、パワポを準備させていただきました。先ほどは編纂所の所員という立場でお話しさせていただきましたけれども、宗家関係の文化財ということで、日朝関係の研究者として私が最も注目しておりますのが、渡来経典、特に大蔵経でございます。大蔵経というのは、先ほど画像も出しましたが、一切経とも称されまして、つまり、お経を一切合切全部集めたものという意味でして、大体5,000巻から7,000巻という膨大な数のお経のセットでございます。この大蔵経は14世紀末から16世紀にかけて朝鮮王朝から日本側諸勢力に幾度も贈与されておりました、といたしますのも、前代の高麗王朝が仏教を大事にする王朝だったのに対して、朝鮮王朝というのは儒教を基本的には大事にする王朝でしたので、仏典はいらないのだけど、日本人が欲しがらるならあげるということで、記録上50セットほどの大蔵経が日本に渡っ

てきております。これはこの時期特有の現象として、そういう意味では大蔵経は中世の日朝関係を象徴する文物ともいえるかもしれないのですが、この中で、宗家も6回とか7回とか大蔵経が欲しいんですって朝鮮王朝に申しまして、4セットか5セットほどもらっておりまして(図26)、この数といいますのは、日本国王、それから中国の大内氏に次いで3番目に多い数ですが、そのうち3セットについて現在、その現存を確認することができます。

一つは大阪にあります^{きょううしよおく}杏雨書屋が現在所蔵をしている大蔵経として、宝徳4年(1452)4月に、宗貞盛・成職の親子が「伊津八幡宮」に寄進した旨の寄進銘が残されております。この「伊津八幡宮」ですが、厳原八幡宮とともに対馬の一宮でありました海神神社に比定されております。江戸時代には経典を包む風呂敷が、宗氏から寄進されていたことが現物から知られております。それからもう一つは、高野山金剛峯寺に残るもので、これには宝徳元年(1449)11月に、やはり宗貞盛・成職の親子が「八幡宮」に寄進す

る旨の寄進銘が残されております。この「八幡宮」ですが、「八幡宮」としか書いてなくて何八幡宮とは書いていないのですが、海神神社に先駆けて施入されていることから同じ対馬の一宮であった現在の厳原八幡宮に比定するのが妥当であると考えられます。対馬博物館を昨日拝見いたしましたら、古文書も出ておりましたけれども、こちらの博物館に所蔵されている『^{とう}藤家文書』には、その11月の日付で八幡宮に一切経を寄進したことを記した貞盛の書状というの残されております。

もう一つは豆敷の多久頭魂神社の高麗版大蔵経で、今修理の対象となっているものですが、こちらには寄進銘はなくて、いつ誰が寄進したのかということは、結局千数十冊めくって定かではなかったのですが、状況からみまして15世紀後半、宗貞国^{さだくに}の寄進と推定されます。世祖4年(1458)に朝鮮王朝の世祖が50部を刷ったもののうちのひとつと考えられます。

このように見ていきますと、室町時代の宗家が島内各地の主要な神社に、朝鮮からもらった大蔵経を奉納していることが見てとれます。対馬には、ご存知の方も多いと思うのですが、大蔵経の他にも大般若経など様々なお経がたくさん残されておりまして、経典というのは一見文字ばかりの地味な文化財と思われがちなのですが、当時の人々が仏教的な知識を求めて、経典に宗教的価値を見出していたこと、それからそういうものを各地に奉納していくことで、島内の支配を固めていこうとした宗氏の思惑といった様々な歴史的経緯を、その中に、またその関連史料の中に読み取ることが可能なもの、というように考えられます。実は、平成21年から文化庁とそれから京都府立大学の研究グループによって、対馬

名義	求請回数／獲得回数(概数)
日本国王	25回前後／1～2回を除き獲得
大内氏	18回前後／12～15回
九州探題	7回／2回
宗氏	6-7回／4-5回
琉球国	6回／4回
少弐氏	3回／1回
畠山氏	2回／1回
斯波氏	1回／1回
宗金	1回／1回
一岐知主源良喜	4回／?
承天寺	1回／?
夷千島主	1回／0回
久辺国主	2回／0回

図 26

に残る渡来經典の調査が10年ほど行われておりまして、その結果、多久頭魂神社の高麗版大蔵経や、先ほど修理の話の中ででてきました長松寺の高麗版大般若経、それから豆叡金剛院の高麗版大般若経などが重要文化財に指定されております。また、それを記念して平成31年(2019)には九州国立博物館で展覧会がおこなわれまして、対馬の文化財の豊かさというのを、島外の人間にも広く知らしめることになりました。実は、私はこの經典調査に一部参加させていただいておりまして、その節は地元の皆様にも大変お世話になりました。この場を借りて御礼申しあげます。

それですね、海神社のものは明治期に、厳原八幡宮の方のものは16世紀末に島外に流出して行って、多久頭魂神社のものは今も島内にある、という形で、三者三様の運命を辿っているわけですが、江戸時代に対馬藩が藩として室町時代にもたらされたこれら大蔵経を調査して保存事業を行っているということが、宗家文庫に残されている冊子から窺えます。画面(図27)に出しているものはこちらセンター所蔵のもので弘化5年(1848)に海神社の大蔵経を調査したときの台帳なのですが、韓国国史編纂委員会の方にも同様の台帳が残っておりまして、そ

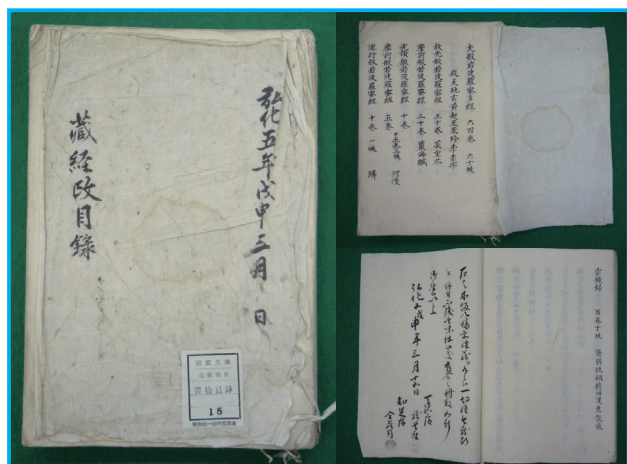


図 27

らは多久頭魂神社の分もあるということです。先ほどの「蔣洲咨文」もそうでしたけれども、こうした島内文化財をめぐる動向を確認できるのは宗家史料の特徴といえるのかなと思います。

この多久頭魂神社の大蔵経とか厳原八幡宮の大蔵経というのは、朝鮮半島で刷られた高麗版の大蔵経なのですが、海神社のものは、朝鮮半島ではなくて中国の江南地方で刷られたお経でございます。この江南地方で刷られたお経を高麗の人が購入して慶尚道のお寺に納めていた。それを納められてから100年後に朝鮮王朝が没収して対馬の宗氏にあげた、というものになります。さらに申しますと、このお経というのは最初から全部が新品だったわけではなくて、実は江南で刷られた後に山西省のお寺に一度納入されて、それが多分廃寺か何かになったかして、中古品としてもう一回江南の市場に流れて行って、新品のお経とともに1セットに形成されて売られて、韓国の慶尚道のお寺に納入されたというものになります。というわけで、海神社の大蔵経というのはかなり長い旅路とそれから複雑な歴史的な経緯を経て対馬にたどり着いた。それで、対馬で宗家をはじめとする地元の人々の保護のもとに400年を過ごし今は大阪で大事に保管されているという経緯を辿っているものになります。海神社ゆかりの大蔵経を例にとってお話させていただきましたけれども、対馬ゆかりの經典文化財には東アジアの広範囲に及ぶ交流の豊かな記憶というのが重層的に詰まっている。その内容を宗家文庫に残る史料などを使いまして丁寧に読み解いていくことは、この地域に生きた人々の日々の営みとか祈りとかというものを、具体的に知っていくことでもありまして、こういう渡来經典というのは大切に未来につないでいくべき尊い宝

だというふうに考えております。以上です。

佐伯：それでは、荒木さんお願いします。

荒木：はい、対馬の文化財が非常に豊富であるというお話でしたけれども、文化財と申しましたときに、これは文化財保護法の話になってしまいますが、有形文化財と無形文化財、大きく分けてその二つに分けられますね。無形というのは例えば民俗行事とかお祭りとか、そういったものが無形文化財という事になりますけれども、有形文化財ということになりますと、建造物とか史跡とか、あるいは美術工芸品ですね。特に史跡ということであれば、この建物の近くにある金石城の跡とか、あるいは萬松院の宗家のお墓とかですね、あるいはその裏手にある清水山城、豊臣秀吉が朝鮮に攻めていくときに築いた城の跡ですけれども、そういったものが国の史跡になっていますし、そして美術工芸品というところであれば、手紙、さっき私がお話ししましたような古文書ですね。あのような手紙の類、あるいは須田さんが今ご紹介されたようなお経とかですね。そういったものが入ってくるわけですが、非常にやっぱりバラエティー豊富な地域だと思います。中世にさかのぼる、あるいは近世にさかのぼる、そういったバラエティー豊かな文化財が残っている島ですので、文化財をもっと研究していけば、もっと豊かな島の歴史が分かるのではないかと考えております。その中でもやはり一番歴史を語るうえで有力な手掛かりとなりますのは文字で書かれた資料ですね。特に、紙に文字で書かれた資料。そういったものが非常に雄弁に歴史を語ってくれる素材ということになるわけですが、その中核にあるのが申すまでもなく宗家文書でございます。宗家文書は午前中の田代先生や李薫先生のお話にありましたとおり、やはり近世の対馬、江戸時

代の歴史を非常によく伝えている。まだまだ研究の余地がたくさん残されている、そういった資料ということになりますけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、宗家文書の中にある例えば「宗家御判物写」とか、そういったものを使うことで中世の歴史も実は分かる。あるいは、まだこれからの課題だと思いますが、近代の歴史ですね。明治維新の後の対馬がどうだったのか。研究者の関心というのは大体朝鮮との外交だとか貿易が明治国家によってどう接収されていったのか、そういった論点ばかりなのですが、ちゃんと見ていけば、この対馬という地域が明治維新を経てどういうふうに変わっていったのかも分かる。そういったポテンシャルを秘めていると思いますので、やはり宗家文書を使うことで中世から近世、そして近代にかけての歴史というものが見えてくるのではないかというふうに思っております。

また一方で、宗家文書に限らず、宗家文書も大きな括りでいきますと、宗家という家に伝わった家文書の一つということになりますけれども、宗家以外の対馬に住まわれている方々のお宅に伝わっている家文書というのが多数ございます。これは何十年もかけて調査がされてきていますが、まだまだ眠っているものもあるかと思えます。場合によっては所有者の方が気づかないまま朽ち果てていたり、紛失したり、あるいは中身が分からずに捨てられてしまうとか、そういった危機も抱えているわけです。ですので、こういったものの学術的な可能性というものを守っていくためには、やはりまずは行政的な文化財の保護というものが大事になってくると思えます。また、そういった貴重な古文書をお持ちの方にも、対馬の豊かな歴史が非常によく分かるポテンシャルを

秘めたものだという事をお分かりいただいて、将来に伝えていくということが必要かと思っています。

欲を申しますと、ぜひ対馬市にも『対馬市史』というものを作って欲しいなと思っています。「自治体史」と我々は申しておりますが、例えば、長崎県であれば『長崎県史』とか、あるいは平戸市であれば『平戸市史』とか、あるいは大村市であれば『大村市史』が刊行されているわけですが、対馬市に合併してからは新しい自治体史が出ておりませんので、『対馬市史』というものを作っていくような機運が盛り上がり、もっと資料を保存して、そして研究をして、そしてもっと色々な面から対馬の歴史を明らかにしていくことができるのではなかろうかと考えているところです。

佐伯：それぞれの立場・専門の分野から宗家文庫に限らず対馬には多様な資料があり、そういう多様な文化財を次世代へ継承していく必要があるということで、保存修理も重要であるということになります。このテーマで私がずっと気になっていることがございます。それは、重要な文化財であまり検証されていないものがあること。私の専門のジャンルの古文書、特に、中世文書ではたくさん文書が対馬に伝わっている。竹内理三先生、私の先生の先生ですけれども、対馬の中世文書は6,000点以上あるとおっしゃっています。これはもうすごい量ですけれども、実は戦前まで知られていて現在行方不明という中世文書がございませぬ。例えば、内山文書という文書がございまして、大正11年(1922)に巖原の内山義之さんという方が所蔵されていて、110点の中世文書があった。これは非常に点数が多いのですが、現在は行方不明になっております。40年ほど前でしょう

か、巖原在住の日野義彦先生と一緒に探したことがあるんですけど、結局見つかりませんでした。そういう資料はたくさんあるようです。もう一つは嶋雄成一氏所蔵文書という文書で、大正10年(1921)に巖原の嶋雄成一さんという方が所蔵されておりました。全部で28点。内山文書よりは少ないけれども、対馬にあまり残っていない鎌倉時代の文書がたくさんあって異彩を放っています。こちらは八幡宮の関係の史料のようですけども、これも行方不明になっております。いつか見つかるのではないかとずっと期待してきた訳ですが、まだ出てこないという状況でございます。

では、シンポジウムの総括としまして、この対馬、あるいは対馬博物館、あるいは対馬歴史研究センターといった新しい施設に対するメッセージを一言ずつ送っていただきたいと思っておりますが、地主さんいかがでしょうか。

地主：私、平成19年に文化庁の調査官という立場になりました、重要文化財指定を担当させていただきました。それまでに昭和50年からしっかり(宗家文庫の)調査が行われてきた歴史について、今日ご紹介しましたけれども、多くの人々の努力があって、その上で私自身は最後に携わらせていただいたこととなります。その幸運と責任の重さを感じながら、本日このような場に立たせていただいて大変感謝を申し上げたいと思います。今回対馬博物館がオープンし、新たな保存・活用のステージが用意されたと思いますので、博物館のスタッフの方々だけではなく、それを支える行政・地域社会の皆様とともに、博物館・歴史研究センターの活動が盛んになることを祈念してご挨拶を申し上げたいと思います。

佐伯：藤井さん、いかがでしょうか。

藤井：繰り返しにはなるんですけども、修理とい

うのは文化財だけでも、所有者様だけでも、我々技術者だけでも行うことはできません。国・県・市という行政の力もお借りしないと行けませんし、それを日々管理する博物館・研究センター、そういうところの皆様のご様々な立場からの様々な意見をきちんと組み合わせて議論した上でどう守るか、伝えるかということを考えていかなければならないと思います。そういう意味で、今回の対馬博物館の開館というのは非常に意義があると思っておりますし、また、これをきっかけに今日お越しの皆様をはじめ、この地域の皆様がこれまで大事に伝わってきたものをこれからどう大事に伝えていくか、ということにも意識と興味を持っていただければ、よりこれから未来に伝わる可能性は高くなるというふうに信じています。我々も貴重な文化財を大宰府でお預かりをして修理させていただいておりますので、その任に耐えられるように努力を続けて参りますので、今日のこの場が、博物館の開館がそういうきっかけになればいいなというふうに思います。

佐伯：須田さん、いかがでしょうか。

須田：史料編纂所の方ではここ10年、宗家史料の研究整備ということで、鶴田科研という科学研究費による研究事業という形で、資料館と共同研究をさせていただいた結果、毎日記の全点公開のような成果につなげてきたわけですが、本当にありがたく思っています。引き続き、対馬博物館の開設、それからセンターの開設ということで、史料編纂所としても、地域の皆様と手を携えて、歴史研究に邁進できればと思っております。先ほどから古文書の話も出てきておりますけれども、史料編纂所も大正年間からガラス乾板による撮影ですとか、それから「影写」という敷き写しの技術によって、こちらの島にお邪魔して貴

重な古文書を歴史研究に生かすべく努力を続けてきて、先ほど『内山文書』のお話ですとか『嶋雄文書』のお話とか出ましたけれども、そのようにいま現存が確認できないようなものも、実は史料編纂所の方には敷き写しの形で残っている場合があります。敷き写しという技術から、マイクロフィルムという技術に移り変わってきて、今はデジタル化という形で、史料をどういうふうに保存し、公開し、歴史研究に活かすかという辺りの技術の方法は変わってきておりますけれども、地域の方々のご協力と保存していただく努力というものに助けられる形で、我々の日本の歴史というものを紡いでいく作業というものが成り立っております。これからも皆様のご協力を得ながら共同研究というものを続けさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐伯：荒木さん、いかがでしょうか。

荒木：この度は対馬市の博物館が開館したということで、対馬のことに関わらせていただいている人間の一人として大変嬉しく思っている次第です。その上で、今後の期待なども込めて申し上げますと、まず一つはやはりこの地域の方々とお申しますか、市民の方々がこの対馬の歴史、あるいは対馬の自然を知る・学ぶ、そういった場であって欲しいと思っております。昨今、どうしても博物館というと観光施設のような位置付けになってきていて、観光客のための博物館のような性格というのが強くなってきております。それも大事なことだと思うんですけども、やはり博物館というのは地域の中であって、地域の方々のために存在する。そういう当たり前のことを今後続けていただきたいと思いますと思っております。そういった中で、例えば先ほどから家文書、家文書と繰り返

しておりますが、旧家のお宅とかに残っている古文書をどう残していけばいいのかわからないといった時に、この博物館がそれをどうやったら将来に残せるか、そういう手助けをしていてもらいたいと思いますし、これ以上持ち続けられないというときには博物館の方に収蔵していただいて、公共の文化財として後世に伝えていてもらいたいと思っております。

また、もう一つ最後に申しますと、やはり対馬という地域は大学がないという地域でもありますので、やはり対馬の研究をしている人間の多くは対馬市民でないという条件がございます。ですので、こういった研究機関に属している研究者と対馬市の市民の皆様との間にちょっとギャップがあると申しますか、そういう状況がございますので、やはりぜひ対馬博物館にはこういう島外・市外の研究者と市内・市民の皆様とを繋ぐ、そう

いったハブ機能と申しますか、そういった機能も果たしていただければと思っております。以上です。

佐伯：はい。いよいよ最後になります。大変立派な博物館が今回できて喜んでいるところですが、市立の対馬博物館、県立の対馬歴史研究センターと二つの施設が同居しています。運営上なかなか難しい面もあるんじゃないかと思いますが、やはりこの地域、対馬の歴史・文化・自然等を究明していく、そして展示等によって普及していく、さらには保存していくという活動の中心になっていただきたいと思っておりますし、大変期待をしているところでございます。本日は長時間にわたりまして、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。これで終了いたします。



パネルディスカッションの様子